

# 香川県報



第 17 号

平成 17 年

3月1日(火曜日)

政治資金規正法の規定による政治団体の届出  
政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出  
政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

一六

## 告 示

香川県告示第百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、平成十六年六月一日から、次の者に香川県歴史博物館駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門前駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務を委託した。

財団法人香川県駐車場管理財団に対する香川県歴史博物館駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門前駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務委託契約は、平成十六年五月三十一日解約した。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称 西日本ビル管理株式会社

住所 高松市東八七町五番地六

香川県告示第百十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 母書の縦欄

(一) 母書者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊郡豊中町大字本山乙703番地

## 告 示

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

|  |                    |     |
|--|--------------------|-----|
| ●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託<br>瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 | （総務学事課）            | 一   |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定<br>身体障害者福祉法の規定による更生医療担当機関の指定           | （環境管理課）<br>（障害福祉課） | 四   |
| ●車両制限令の規定による道路の指定  | （道路保全課）            | 五   |
| ●車両制限令の規定に基づく道路の指定等<br>道路の区域変更                             | （ ）                | 六   |
| ●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託契約の解除                               | （教育委員会）            | （ ） |
| ●地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託                                    | （ ）                | （ ） |
| 公 告  |                    |     |
| 平成十七年度技能検定（前期実施）の実施  | （労働政策課）            | 九   |
| 平成十七年度技能検定（随時実施）の実施  | （ ）                | 九   |
| 土地改良事業の適否決定（六件）  | （土地改良課）            | 一一  |
| 土地改良事業の同意  | （ ）                | 一一  |
| 土地改良区の役員の退任の届出（二件）   | （ ）                | 一一  |
| 平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施                                   | （建築課）              | 一四  |
| 開発行為に関する工事の完了  | （ ）                | 一四  |
| 開発行為に関する工事（公共施設）の完了  | （ ）                | 一五  |
| 選挙管理委員会告示  | （ ）                | 一五  |

- ちぬや冷食株式会社  
 代表取締役 今津 秀  
 (2) 事業場の所在地及び名称  
 三豊郡豊中町大字本山乙703番地  
 ちぬや冷食株式会社  
 (3) 特定施設に関する事項  
 (1、2号複合ライン)

|                                |                   |   |         |         |
|--------------------------------|-------------------|---|---------|---------|
| 種                              | 類                 | 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設                     |         |         |
| 能                              | 力                 | 馬鈴薯水槽 6,000kg/時 1基<br>馬鈴薯洗浄機 3,000kg/時 1基 |         |         |
| 工                              | 工事着手予定年月日         | 許可後                                       |         |         |
| 期                              | 工事完成予定年月日         | 着手後30日                                    |         |         |
| 等                              | 使用開始予定年月日         | 完成後                                       |         |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間             | 間                 | 午前8時から午後1時まで、1日15時間使用                     |         |         |
| 排出される汚水等の汚染状態                  | 項目                | 通   | 常       | 最大      |
|                                | 水素イオン濃度           |   | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|                                | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) |   | 50      | 100     |
|                                | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   |   | 50      | 100     |
|                                | 浮遊物質 (mg/ℓ)       |   | 200     | 300     |
|                                | 窒素含有量 (mg/ℓ)      |   | 10      | 20      |
|                                | りん含有量 (mg/ℓ)      |   | 1       | 2       |
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) | × 1基              |   | 10      | 20      |
|                                | × 1基              |   | 35      | 70      |

(7、8号複合ライン)

|                                |                   |   |         |         |
|--------------------------------|-------------------|---|---------|---------|
| 種                              | 類                 | 冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び湯煮施設                                     |         |         |
| 能                              | 力                 | 馬鈴薯水槽 6,000kg/時 1基<br>馬鈴薯洗浄機 3,000kg/時 1基<br>連続蒸煮機 3,000kg/時 1基 |         |         |
| 工                              | 工事着手予定年月日         | 許可後   |         |         |
| 期                              | 工事完成予定年月日         | 着手後30日  |         |         |
| 等                              | 使用開始予定年月日         | 完成後   |         |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間             | 間                 | 午前8時から午後1時まで、1日15時間使用   |         |         |
| 排出される汚水等の汚染状態                  | 項目                | 通   | 常       | 最大      |
|                                | 水素イオン濃度           |   | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|                                | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) |   | 50      | 100     |
|                                | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   |   | 50      | 100     |
|                                | 浮遊物質 (mg/ℓ)       |   | 200     | 300     |
|                                | 窒素含有量 (mg/ℓ)      |   | 10      | 20      |
|                                | りん含有量 (mg/ℓ)      |   | 1       | 2       |
| 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) | × 1基              |   | 10      | 20      |
|                                | × 1基              |   | 35      | 70      |
|                                | × 1基              |   | 7       | 7       |

(ライン外)

|   |   |                           |
|---|---|---------------------------|
| 種 | 類 | 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設及び洗浄施設 |
|---|---|---------------------------|

|           |                    |  |         |         |    |
|-----------|--------------------|--|---------|---------|----|
| 能         | 力                  | パン洗浄機 3,000kg/時 1基<br>ホットニーター 600kg/回 1基 |         |         |    |
|           | 工事着手予定年月日          | 許可後                                      |         |         |    |
| 工         | 工事完成予定年月日          | 着手後30日                                   |         |         |    |
|           | 使用開始予定年月日          | 完成後                                      |         |         |    |
| 等         | 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 午前8時から午後1時まで、1日15時間使用                    |         |         |    |
| 排出される汚染状態 | 項目                 | 通常                                       | 最大      |         |    |
|           |                    | 水素イオン濃度                                  | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |    |
|           |                    | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)                        | 50      | 100     |    |
|           |                    | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)                          | 50      | 100     |    |
|           |                    | 浮遊物質 (mg/ℓ)                              | 200     | 300     |    |
|           |                    | 窒素含有量 (mg/ℓ)                             | 10      | 20      |    |
|           |                    | りん含有量 (mg/ℓ)                             | 1       | 2       |    |
|           |                    | 排出される汚染等の量 (m <sup>3</sup> /日)           | × 1基    | 21      | 21 |
|           |                    |  | × 1基    | 1       | 2  |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

|          |               |  |
|----------|---------------|--|
| 種        | 類             | 排水処理施設   |
| 能        | 力             | (変更前400 m <sup>3</sup> /日) 950 m <sup>3</sup> /日 |
| 汚水等の処理方式 | 凝集沈殿+活性汚泥+膜分離 |  |
| 工        | 工事着手予定年月日     | 許可後  |
|          | 工事完成予定年月日     | 着手後30日   |

|               |                    |                                |              |              |              |              |
|---------------|--------------------|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 等             | 使用開始予定年月日          | 完成後                            |              |              |              |              |
|               | 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 連続24時間使用                       |              |              |              |              |
| 処理前及び処理後の汚染状態 | 項目                 | 通常                             | 最大           | 通常           | 最大           |              |
|               |                    | 水素イオン濃度                        | 5.8~8.6      | 5.8~8.6      | 5.8~8.6      | 5.8~8.6      |
|               |                    | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)              | 1,000        | 1,200        | (変更前20)      | (変更前30)      |
|               |                    | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)                | 800          | 1,000        | (変更前20)      | (変更前30)      |
|               |                    | 浮遊物質 (mg/ℓ)                    | 800          | 1,000        | (変更前40)      | (変更前50)      |
|               |                    | 窒素含有量 (mg/ℓ)                   | 50           | 60           | (変更前10)      | (変更前20)      |
|               |                    | りん含有量 (mg/ℓ)                   | 5            | 6            | 1            | 2            |
|               |                    | 排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) | (変更前355) 920 | (変更前400) 950 | (変更前355) 920 | (変更前400) 950 |

(5) 排出水の汚染状態及び量

|   |          |                   |       |     |
|---|----------|-------------------|-------|-----|
| 区 | 排出水の汚染状態 | 項目                | 第1排水口 |     |
|   |          |                   | 変更前   | 変更後 |
| 区 | 排出水の汚染状態 | 水素イオン濃度           | 通常    | 最大  |
|   |          | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 20    | 30  |
|   |          | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   | 20    | 30  |
|   |          |                   | 18    | 27  |

|                                |                   |       |       |       |       |
|--------------------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| 排出水の量<br>( $m^3$ /日)           | 浮遊物質量( $mg/l$ )   | 40    | 50    | 10    | 20    |
|                                | 窒素含有量( $mg/l$ )   | 10    | 20    | 5     | 15    |
| ノリスルヘキサ<br>ン抽出物質<br>( $mg/l$ ) | りん含有量( $mg/l$ )   | 1     | 2     | 1     | 2     |
|                                | 大腸菌群数(個/ $cm^3$ ) | 1,000 | 3,000 | 1,000 | 3,000 |
|                                |                   | 355   | 400   | 920   | 950   |

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年3月1日から  
平成17年3月22日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び中町住民生活課  
香川県告示第百十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定による医師を平成十七年三月一日次のとおり指定した。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 障害の種類 | 診療科名          | 医師の氏名 | 所属病院又は診療所の名称    | 所在地            |
|-------|---------------|-------|-----------------|----------------|
| 視覚    | 眼科            | 藤井一弘  | 土庄町国民健康保険土庄中央病院 | 小豆郡土庄町淵崎甲一四〇〇二 |
| 肢体不自由 | 内科、リハビリテーション科 | 橘高克治  | 医療法人仁寿会吉田病院     | 丸亀市宗古町五        |
| 肢体不自由 | 脳神経外科         | 藤澤睦夫  | 土庄町国民健康保険土庄中央病院 | 小豆郡土庄町淵崎甲一四〇〇二 |

|                  |                       |       |                      |                 |
|------------------|-----------------------|-------|----------------------|-----------------|
| 肢体不自由            | 整形外科                  | 森健    | 香川大学医学部附属病院          | 木田郡三木町大字池戸一七五〇一 |
| 肢体不自由            | 内科                    | 松岡美穂  | 医療法人社団以和貴会いわき病院      | 香川郡香南町大字由佐一一三一  |
| 肢体不自由            | 内科                    | 十枝めぐみ | 綾上町国民健康保険直営綾上診療所     | 綾歌郡綾上町山田下三三五二一  |
| 肢体不自由            | 脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科 | 大杉保   | 医療法人社団大杉脳神経外科医院      | 善通寺市大麻町二〇七九     |
| 心臓               | 循環器科                  | 古本涉   | 聖マルチン病院              | 坂出市谷町一四一三       |
| 心臓               | 内科                    | 成田和穂  | 香川県厚生農業協同組合連合会滝宮総合病院 | 綾歌郡綾南町大字滝宮四八六   |
| じん臓              | 内科、小児科                | 嘉村智美  | 医療法人社団こはし内科医院        | 丸亀市郡家町二三四       |
| じん臓              | 内科                    | 原大雅   | 太田病院                 | 東かがわ市三本松一七五八    |
| 聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく | 耳鼻咽喉科                 | 瀬戸浩之  | せと耳鼻咽喉科医院            | 観音寺市観音寺町甲三三七五三  |
| 肢体不自由、心臓、呼吸器     | 内科                    | 麥田拓実  | 医療法人社団英迎会そがわ医院       | 三豊郡豊中町下高野一〇九一   |
| 肢体不自由、呼吸器        | 内科、循環器科、リハビリテーション科    | 河野一実  | ここの内科クリニック           | 丸亀市土器町西四二四四     |
| 心臓、呼吸器           | 内科                    | 大賀拓二  | 詫間町立国民健康保険永康病院       | 三豊郡詫間町大字詫間一三三一  |

|             |         |       |                   |                |
|-------------|---------|-------|-------------------|----------------|
| 心臓、じん臓      | 内科、循環器科 | 小比賀二郎 | 綾南町国民健康保険陶病院      | 綾歌郡綾南町大字陶一七二〇一 |
| じん臓、ぼうこう・直腸 | 泌尿器科    | 赤澤善弘  | 医療法人財団大樹会総合病院回生病院 | 坂出市室町三五二八      |
| じん臓、呼吸器     | 内科      | 内田善仁  | 詫間町立国民健康保険永康病院    | 三豊郡詫間町大字詫間一三八一 |
| じん臓、呼吸器     | 内科      | 吉松千裕  | 詫間町立国民健康保険永康病院    | 三豊郡詫間町大字詫間一三八一 |
| ぼうこう・直腸、小腸  | 外科      | 遠藤出   | 詫間町立国民健康保険永康病院    | 三豊郡詫間町大字詫間一三八一 |

香川県告示第百十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を平成十七年三月一日次のとおり指定した。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 医療機関の名称      | 所在地             |
|--------------|-----------------|
| ホワイト薬局       | さぬき市志度八六九 四     |
| レディさぬきしど調剤薬局 | さぬき市志度六三三 四     |
| ダイヤ薬局滝宮店     | 綾歌郡綾南町大字滝宮五五六 六 |

香川県告示第百二十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十七年三月一日から同月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月一日

| 指定する道路の路線名及び区間         |  | 香川県知事 真 鍋 武 紀 |
|------------------------|--|---------------|
| 路線名                    | 区 間  |               |
| 主要地方道（四十三号）<br>中徳三谷高松線 | 高松市三谷町字中原三八五番一地从先から<br>高松市林町字宗高一二〇五番三地从先まで |               |

二 指定する期日 平成十七年四月一日

香川県告示第百二十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十七年三月一日から同月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 指定する道路の路線名及び区間       |  | 香川県知事 真 鍋 武 紀 |
|----------------------|--|---------------|
| 路線名                  | 区 間  |               |
| 一般県道（二百十五号）<br>多度津港線 | 仲多度郡多度津町東浜六番一七地从先から<br>仲多度郡多度津町東浜六番二二地从先まで |               |

二 指定する期日 平成十七年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設

等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・二二メートル以上(又は横寸法〇・二二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

香川県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月一日から同月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路線名 三三七七十七号
- 三 道路の区域

| 区 間   | 変更前後別 | 敷地の幅員(メートル)  | 延長(メートル) | 備考                      |
|---|-------|--------------|----------|-------------------------|
| さぬき市多和字竹屋敷一八九番一<br>地先から<br>さぬき市多和字竹屋敷一四番二地<br>先まで | 前     | 一六・二<br>二九・六 | 六四       | 道路災害復<br>旧工事に伴<br>う区域変更 |
|   | 後     | 一六・二<br>三六・〇 | 六四       |                         |

香川県告示第百二十三号

次の者に対する香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立屋島陸上競技場、香川県立武道館、香川県立丸亀武道館、香川県立総合水泳プール、香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場使用料(香川県公共施設予約・決済システム登録者の口座引落に係る使用料に限る。)の収納事務の委託契約を平成十七年二月二十八日解除した。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住 所 高松市西宝町二丁目六番四〇号  
名 称 財団法人香川県体育協会

香川県告示第百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、平成十七年三月一日から、次の者に香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立屋島陸上競技場、香川県立武道館、香川県立丸亀武道館、香川県立総合水泳プール、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場使用料(かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。)の収納事務を委託した。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住 所 高松市龜井町七番一五号  
名 称 株式会社西日本情報サービスセンター

公 告

香川県告示第百二十号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成十七年度技能検定(前期実施)の実施について次のとおり公告する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施職種

1 一級及び二級検定職種

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業、精密器具製作)、放電加工(ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金、打出し板金)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供服製作作業)、木型製作(模型製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、製版(プロセス製版カラースキヤナ作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーベット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ポード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 三級検定職種

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーベット系床仕上げ

工事作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

3 単一等級検定職種

製麺(手延べそうめん類製造作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ工事作業)、塗料調色(調色作業)

二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十七年六月十三日(月曜日)から同年九月十一日(日曜日)までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

(三) 問題の公表

実技試験問題は、平成十七年六月六日(月曜日)から香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種ごとに次のとおりである。

| 検 定 職 種   | 実 施 期 日              |
|---|----------------------|
| (三級)<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、フラワー装飾 | 平成十七年七月三十一日<br>(日曜日) |
| (一級及び二級)  |                      |

|   |                      |
|---|----------------------|
| 造園、金属熱処理、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装<br>(三級)<br>金属熱処理<br>(単一等級)<br>製麺 <sup>めん</sup>  | 平成十七年八月二十一日<br>(日曜日) |
| (一級及び二級)<br>園芸装飾、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ  | 平成十七年八月二十八日<br>(日曜日) |
| (一級及び二級)<br>放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、製版、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>(単一等級)<br>路面標示施工、塗料調色   | 平成十七年八月三十一日<br>(水曜日) |
| (一) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を提出する。<br>(二) 提出書類<br>1 提出書類<br>(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)<br>(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を提出する。<br>2 提出先 | 平成十七年九月四日<br>(日曜日)   |

香川県職業能力開発協会  
 高松市郷東町五八七番地一  
 電話番号 〇八七 八八二 二八五四

3 受付期間  
 平成十七年四月四日(月曜日)から同月十五日(金曜日)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

4 受検申請に関する注意  
 (一) 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。  
 なお、申請書の用紙を郵便等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。  
 (二) 提出書類を郵便等により送付する場合は、書留郵便(これに準ずるものを含む。)とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。  
 なお、この場合は、受付期間内の消印(これに準ずるものを含む。)(のあるもの)に限り受け付ける。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請をすることができる。

5 受検手数料  
 1 実技試験手数料  
 (一) 一級、二級、三級(在校生を除く。)(及び単一等級の技能検定に係る手数料の金額)

|       |         |            |         |
|-------|---------|------------|---------|
| 園芸装飾  | 一五、七〇〇円 | 強化プラスチック成形 | 一五、七〇〇円 |
| 造園    | 一五、七〇〇円 | 石材施工       | 一五、七〇〇円 |
| 金属熱処理 | 一五、七〇〇円 | 製麺         | 一五、七〇〇円 |
| 機械加工  | 一五、七〇〇円 | とび         | 一五、七〇〇円 |
| 放電加工  | 一五、七〇〇円 | 左官         | 一五、七〇〇円 |
| 鉄工    | 一五、七〇〇円 | ブロック建築     | 一五、七〇〇円 |
| 建築板金  | 一五、七〇〇円 | タイル張り      | 一五、七〇〇円 |



|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 工場板金     | 一五、七〇〇円 | 量製作     | 一五、七〇〇円 |
| 仕上げ      | 一五、七〇〇円 | 防水施工    | 一五、七〇〇円 |
| 機械保全     | 一五、七〇〇円 | 内装仕上げ施工 | 一五、七〇〇円 |
| 電子機器組立て  | 一五、七〇〇円 | 熱絶縁施工   | 一五、七〇〇円 |
| 電気機器組立て  | 一五、七〇〇円 | サッシ施工   | 一五、七〇〇円 |
| 建設機械整備   | 一五、七〇〇円 | 化学分析    | 一五、七〇〇円 |
| 婦人子供服製造  | 一三、〇〇〇円 | 表装      | 一五、七〇〇円 |
| 木型製作     | 一五、七〇〇円 | 塗装      | 一五、七〇〇円 |
| 家具製作     | 一五、七〇〇円 | 路面標示施工  | 一五、七〇〇円 |
| 建具製作     | 一五、七〇〇円 | 塗料調色    | 一五、七〇〇円 |
| 製版       | 一五、七〇〇円 | 広告美術仕上げ | 一五、七〇〇円 |
| 印刷       | 一五、七〇〇円 | 写真      | 一五、七〇〇円 |
| プラスチック成形 | 一五、七〇〇円 | フラワー装飾  | 一五、七〇〇円 |

(二) 三級(在校生に限る。)(の技能検定に係る手数料の金額

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 園芸装飾  | 一〇、五〇〇円 | 電子機器組立て | 一〇、五〇〇円 |
| 造園    | 一〇、五〇〇円 | とび      | 一〇、五〇〇円 |
| 金属熱処理 | 一〇、五〇〇円 | 内装仕上げ施工 | 一〇、五〇〇円 |
| 機械加工  | 一〇、五〇〇円 | 広告美術仕上げ | 一〇、五〇〇円 |
| 仕上げ   | 一〇、五〇〇円 | フラワー装飾  | 一〇、五〇〇円 |
| 機械保全  | 一〇、五〇〇円 |         |         |

2 学科試験手数料(全職種) 三、一〇〇円  
3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除

される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

六 合格発表等

1 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対し、香川県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。

(一) 平成十七年八月三十日(火曜日) から九月十二日(月曜日) (平成十七年七月三十一日(日曜日) に学科試験を実施する職種に限る。)(まで

(二) 平成十七年十月四日(火曜日) から同月十七日(月曜日) (一)の日程で合格発表を行わない職種に限る。)(まで

3 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、一級又は単一等級については厚生労働大臣が、二級又は三級については香川県知事が発行する合格証書を交付する。

七 その他

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号 〇八七 八三三 三三三六七)又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

香川県公告第百二十一号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成十七年度技能検定(随時実施)の実施について次のとおり公告する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施職種

1 三級検定職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械

系保全に係るものに限る。( )、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

注 三級(随時実施に限る。)の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができる。

二 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十七年四月一日(金曜日)から平成十八年三月三十一日(金曜日)までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

(三) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

平成十七年四月一日(金曜日)から平成十八年三月三十一日(金曜日)までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

別途香川県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面  
提出先  
香川県職業能力開発協会

高松市郷東町五八七番地一

電話番号 〇八七 八八二 二八五四

3 受付期間

随時受け付ける(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)を除く。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書用の紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。

なお、申請書用の紙を郵便等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(二) 提出書類を郵送等により送付する場合は、書留郵便(これに準ずるものを含む。)とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 受検手数料

1 実技試験手数料

|              |         |                 |         |
|--------------|---------|-----------------|---------|
| さく井          | 一五、七〇〇円 | 印刷              | 一五、七〇〇円 |
| 鋳造           | 一五、七〇〇円 | 製本              | 一五、七〇〇円 |
| 鍛造           | 一五、七〇〇円 | プラスチック成形        | 一五、七〇〇円 |
| 機械加工         | 一五、七〇〇円 | 強化プラスチック成形      | 一五、七〇〇円 |
| 金属プレス加工      | 一五、七〇〇円 |                 |         |
| 鉄工           | 一五、七〇〇円 | 石材施工            | 一五、七〇〇円 |
| 建築板金         | 一五、七〇〇円 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | 一五、七〇〇円 |
| 工場板金         | 一五、七〇〇円 |                 |         |
| めっき          | 一五、七〇〇円 | 水産練り製品製造        | 一五、七〇〇円 |
| アルミニウム陽極酸化処理 |         | 建築大工            | 一五、七〇〇円 |
|              | 一五、七〇〇円 | かわらぶき           | 一五、七〇〇円 |
| 仕上げ          | 一五、七〇〇円 | とび              | 一五、七〇〇円 |
| 機械検査         | 一三、〇〇〇円 | 左官              | 一五、七〇〇円 |
| ダイカスト        | 一五、七〇〇円 | タイル張り           | 一五、七〇〇円 |
| 機械保全         | 一五、七〇〇円 | 配管              | 一五、七〇〇円 |
| 電子機器組立て      | 一五、七〇〇円 | 型枠施工            | 一五、七〇〇円 |
| 電気機器組立て      | 一五、七〇〇円 | 鉄筋施工            | 一五、七〇〇円 |
| プリント配線板製造    | 一五、七〇〇円 | コンクリート圧送施工      | 一五、七〇〇円 |
| 冷凍空気調和機器施工   | 一五、七〇〇円 |                 |         |
| 染色           | 一五、七〇〇円 | 防水施工            | 一五、七〇〇円 |
| ニット製品製造      | 一五、七〇〇円 | 内装仕上げ施工         | 一五、七〇〇円 |

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 婦人子供服製造 | 一三、〇〇〇円 | 熱絶縁施工     | 一五、七〇〇円 |
| 紳士服製造   | 一五、七〇〇円 | サッシ施工     | 一五、七〇〇円 |
| 寝具製作    | 一五、七〇〇円 | ウエルポイント施工 | 一五、七〇〇円 |
| 帆布製品製造  | 一五、七〇〇円 | 表装        | 一五、七〇〇円 |
| 布はく縫製   | 一五、七〇〇円 | 塗装        | 一五、七〇〇円 |
| 家具製作    | 一五、七〇〇円 | 工業包装      | 一五、七〇〇円 |
| 建具製作    | 一五、七〇〇円 |           |         |

2 学科試験手数料(全職種) 三、一〇〇円

3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

六 合格発表等

1 合格通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、香川県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、香川県知事が発行する合格証書を交付する。

七 その他

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課(電話番号 〇八七 三三三 三三六七)又は香川県職業能力開発協会に問い合わせる。

香川県公告第百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

|          |                                 |              |
|----------|---------------------------------|--------------|
| 土地改良区名   | 土地改良事業名                         | 縦覧場所         |
| 琴南町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)<br>内田地区  | 琴南町建設経<br>済課 |
| "        | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)<br>新井手地区 | "            |

香川県公告第百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

|           |                                 |        |
|-----------|---------------------------------|--------|
| 事業主体      | 土地改良事業名                         | 縦覧場所   |
| 中村地区共同施行  | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)<br>中村地区  | 満濃町建設課 |
| 一股地区共同施行  | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)<br>一股地区  | "      |
| 下大宮地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)<br>下大宮地区 | "      |
| 八幡地区共同施行  | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)<br>八幡地区  | "      |
| 生稻中地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)          | "      |

|            |                                |   |
|------------|--------------------------------|---|
| 下村下所地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)<br>下村下所地区 | " |
|------------|--------------------------------|---|

香川県公告第百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

|     |                               |        |
|-----|-------------------------------|--------|
| 町名  | 土地改良事業名                       | 縦覧場所   |
| 満濃町 | 単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)<br>西真野地区 | 満濃町建設課 |
| "   | 単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)<br>下分地区  | "      |
| "   | 単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)<br>西田井地区 | "      |

香川県公告第百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

|           |                                 |         |
|-----------|---------------------------------|---------|
| 土地改良区名    | 土地改良事業名                         | 縦覧場所    |
| 多度津町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)<br>森時中地区 | 多度津町産業課 |

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>平尾地区 | " |
|---|--------------------------------|---|

香川県公告第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月十六日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土地改良区名     | 土地改良事業名                            | 縦覧場所              |
|------------|------------------------------------|-------------------|
| 坂出市江尻土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>浜田地区     | 坂出市環境経済部<br>農林水産課 |
| 坂出市西庄土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>庄地区      | "                 |
| "          | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>原地区      | "                 |
| 坂出市加茂土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>山ノ神樋本地区  | "                 |
| "          | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>鴨庄赤門前地区  | "                 |
| "          | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>本鴨地区     | "                 |
| "          | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>氏部大美場地区  | "                 |
| "          | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>上氏部東幹線地区 | "                 |

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>鴨庄下藤木地区 | " |
| " | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）<br>立手地区    | " |

香川県公告第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）岩鍋幹線水路地区）を行うことについて平成十七年二月十七日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市農林水産課において平成十七年三月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百二十八号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、飯山町が（非補助土地改良事業（区画整理事業）飛石地区）を行うことについて平成十七年二月十六日同意した。  
平成十七年三月一日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百二十九号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、満濃池土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。  
平成十七年三月一日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

|       |       |             |           |
|-------|-------|-------------|-----------|
| 役員の種類 | 氏名    | 住所          | 退任年月日     |
| 理事    | 篠原 義信 | 丸龜市柞原町一〇七番地 | 平成一七、一、二七 |

香川県公告第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊中町土地改良区から役員の新任について次のとおり届出があった。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 役員の種類 | 氏 名   | 住 所               | 退任年月日     |
|-------|-------|-------------------|-----------|
| 監 事   | 馬淵 恒雄 | 三豊郡豊中町大字笠田笠岡八四一番地 | 平成一七、二、一四 |

香川県公告第三百一十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の規定により、香川県指定試験機関に指定している財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日及び時間

1 学科の試験

| 試験区分  | 試 験 期 日 及 び 時 間              |
|-------|------------------------------|
| 二級建築士 | 平成十七年七月三日（日）午前十時から午後五時十分まで   |
| 木造建築士 | 平成十七年七月二十四日（日）午前十時から午後五時十分まで |

2 設計製図の試験（学科の試験の合格者のみ）

| 試験区分  | 試 験 期 日 及 び 時 間                |
|-------|--------------------------------|
| 二級建築士 | 平成十七年九月二十五日（日）午前十一時三十分から午後四時まで |
| 木造建築士 | 平成十七年十月九日（日）午前十一時三十分から午後四時まで   |

二 試験地（試験場）

1 学科の試験

高松市（県立高松工芸高等学校 高松市番町二九三）

2 設計製図の試験  
高松市（県立高松工芸高等学校 高松市番町二九三）

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受付期間

平成十七年四月一日（金）から同月八日（金）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(三) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.jp/>）において、必要な事項を入力し申込みこと。

2 受付場所における受験申込

(一) 受付期間

平成十七年四月十一日（月）から同月十五日（金）まで

(二) 受付時間

午前十時から午後四時まで

(三) 受付地（受付場所）

高松市（社団法人香川県建築士会 高松市天神前六 三四 村瀬ビル二階）

(四) 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成十五年又は平成十六年の試験の学科の試験（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行う。

(五) 申込方法

受験申込書は、受付地に設ける受付場所に直接提出すること。ただし、離島等で、

直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵便等による送付を認める。送付の場合は、申込受付期間最終日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるもので、所要の郵便切手等をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達（これに準ずるものを含む。）とする。

#### 四 合格者の発表及び可否の通知

平成十七年十二月八日（木）の予定。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、平成十七年九月六日（火）の予定。

#### 五 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

#### 六 その他

設計製図の試験の課題は、平成十七年六月二十二日（水）から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人香川県建築士会の事務所に掲示する予定であるとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

香川県公告第百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 一の一部、七八〇 三、七八四 四、七八五 七、七八五 一 一及び同地先水路

#### 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市林田町一九九三 六 株式会社レオックス 代表取締役 藤井徳志郎

香川県公告第百三十三号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 一の一部、七八〇 三、七八四 四、七八五 七、七八五 一 一及び同地先水路

#### 二 工事を完了した公共施設の種類の、位置及び区域

##### 1 道路

道路（有効幅員四・〇〇メートル、延長三五・〇〇メートル）

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 三の一部、七八五 七、七八五 一 一及び同地先水路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長五〇・〇五メートル）

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 一の一部、七八〇 三の一部、七八四 四及び同地先水路

##### 2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長二九・九〇メートル）

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 一の一部及び七八〇 三の一部

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長五三・四五メートル）

綾歌郡国分寺町国分字西下所七八〇 三の一部、七八五 七の一部及び同地先町道・水路

#### 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市林田町一九九三 六 株式会社レオックス 代表取締役 藤井徳志郎

### 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体

の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年三月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

|          |        |          |             |
|----------|--------|----------|-------------|
| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地  |
| 岡田けんご後援会 | 大倉 清   | 青木 貢     | 丸亀市本島町笠島一〇一 |

香川県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年三月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

|           |                |            |           |
|-----------|----------------|------------|-----------|
| 政治団体の名称   | 異動事項           | 新          | 旧         |
| 自由民主党加茂支部 | 主たる事務所<br>の所在地 | 坂出市加茂町甲三三九 | 坂出市加茂町六〇七 |
| 代表者の氏名    | 本多 聡           | 山中 進       |           |

二 その他の政治団体

|                |                |                  |                 |
|----------------|----------------|------------------|-----------------|
| 政治団体の名称        | 異動事項           | 新                | 旧               |
| 香川県中小企業政策推進協議会 | 会計責任者の氏名       | 藪内 敏裕            | 石丸 重美           |
| 東山光徳後援会        | 会計責任者の氏名       | 大浦 宗男            | 岩崎 正一           |
| 横山つよしを支援する会    | 主たる事務所<br>の所在地 | 三豊郡詫間町大字詫間七六七四一〇 | 三豊郡詫間町大字詫間四二二三三 |

香川県選挙管理委員会告示第十四号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年三月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

|         |
|---------|
| 政治団体の名称 |
| 石川敏幸後援会 |
| 川津幸利後援会 |
| 土岐勝美後援会 |
| 福岡審後援会  |